



(農地の集積・集約を進めよう!)

農地の集積・集約を進めることで、効率的な農業経営が実現し、地域全体の農業力が向上します。

【観音寺市農業委員会の情報をお届けします】

本号より、観音寺市農業委員会の活動や情報を、年1回程度、市の広報とともにお届けいたします。

《掲載内容》

- 地域計画について (地域農業を守ろう)
- 農地の貸借方法が変わります!
- 農地転用について
- 知って得する農業者年金
- 農地の貸借料情報
- 全国農業新聞を購読しましょう

地域農業を守ろう

地域農業の取組みを後押しするため、令和5年4月1日に法律(農業経営基盤強化促進法)が施行されました。

高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し続けると、地域の農地が守れなくなってしまうかもしれません。これまで地域のみなさんが守り、おいしい作物を作ってきた農地を、子や孫の世代に引き継いでいくためには、今が地域の皆さんで地域農業の将来を話し合う大事な時です。農地を次世代に引き継ぐために、地域計画をもとに地域農業を守りましょう。

観音寺市では、関係機関(農業委員会、農地機構、JA、土地改良区など)と一体となって

地域計画の策定に取り組んでいます。ぜひご協力をお願いします。

地域計画とは

〔農業者や地域のみなさんの話し合いで作る、将来の農地利用の姿が明確化した地域農業の設計図です。〕

作成主体 観音寺市
法 令 農業経営基盤強化促進法第18条～

これまで、地域での話し合いにより、人・農地プランを作成・実行いただいてきましたが、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが、喫緊の課題です。

このため、人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき地域農業や農地利用の将来の姿を明確化する「地域計画」として定め、その実現に向けて、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地の集約化等を進めるため、農業経営基盤強化促進法が改正され令和5年4月1日から施行されました。

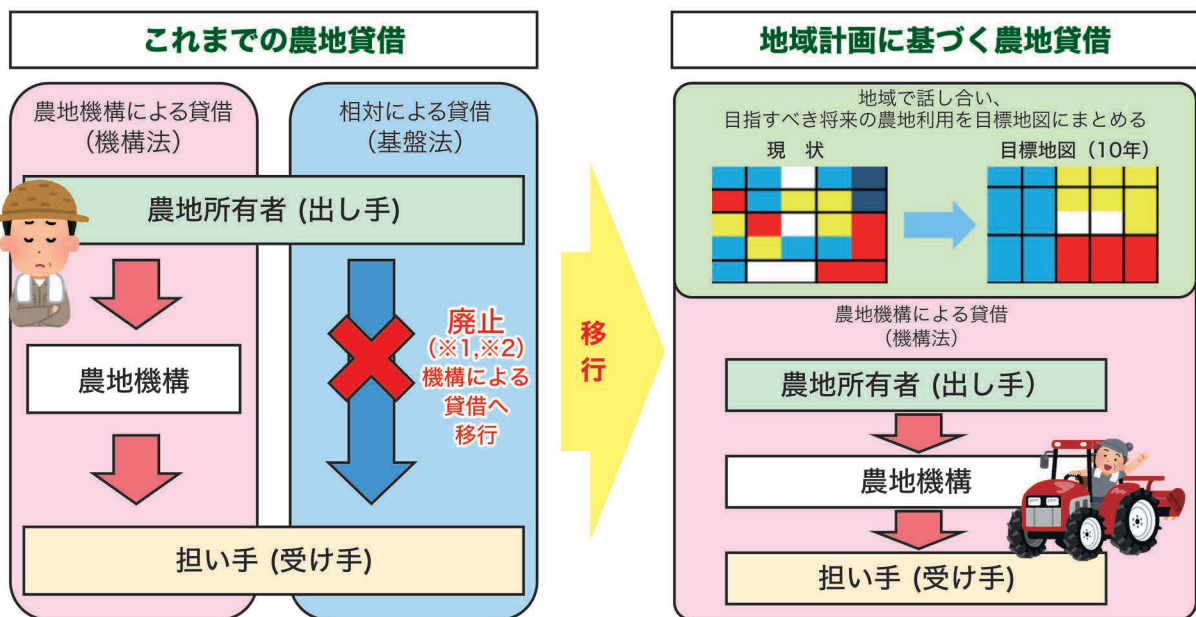
観音寺市では、担い手が将来展望を持って経営できる安定した農業構造を確立するため、関係機関・団体と連携して地域計画の策定を進めています。

農地の貸借方法が変わります!



農業経営基盤強化促進法(基盤法)の改正に伴い、「利用権設定事業(いわゆる相対での農地貸借)」が廃止されるため、令和7年4月(地域計画策定後)からの農地の貸借は「**農地中間管理事業(農地機構を介した農地貸借)**」に移行します。

- 利用権設定事業(相対)の農地貸借については、10年後の目指すべき農地利用の姿を示した「**地域計画(目標地図)**」に基づき、**農地機構による貸借**に移行します。
- 利用権設定事業(相対)で行われていた貸借の更新を行う場合は、農地の受け手が「地域計画(目標地図)」に掲載されている場合は、引き続き同様に貸借を行うことができます。(掲載がない場合でも、地域計画(目標地図)を変更すれば貸借を行えます。)



※1 香川県では、令和7年3月までは、経過措置期間としてこれまでと同様に利用権設定事業(相対)で貸借をする事も可能です。

※2 既に相対で利用権設定がされている契約については、契約期間満了日まで有効です。

【お問い合わせ先】

- ・ 地域計画や目標地図関係の問い合わせ → 農林水産課 (TEL:0875-23-3931)
- ・ 貸借に関する問い合わせ → (公財)香川県農地機構本部 (TEL:087-816-3955)
もしくは農地集積専門員(観音寺市駐在) (TEL:0875-23-3948)

【貸借受付窓口設置のお知らせ】 農地の貸借手続きの受付を、以下で行います。

受付日：令和7年4月から毎週水曜日(水曜が祝日の場合は木曜日)

場所と時間：本庁農業委員会窓口 9~16時

大野原支所 9~12時

豊浜支所 13~16時

※この日程で都合がつかない場合は、観音寺市農業委員会事務局に駐在している農地機構の農地集積専門員までご連絡ください。 TEL:0875-23-3948 (農業委員会事務局内)

農地の売買や転用には許可が必要です!!～許可申請はお早めに～

農地を耕作目的で売買する場合や農地を農地以外に用途変更する場合は、農業委員会、または県知事の許可が必要となります。

許可を受けずに耕作以外の用途に使用している場合は違反転用となります。また、農地を埋立し盛土をする場合にも、農業委員会への届出、または一時転用の許可が必要です。

耕作目的の売買等（農地法第3条）

◆農地を耕作目的で売買等により取得する場合は、市農業委員会の許可が必要です。（対象地の肥培管理が行われていないなど、現況が農地でない場合は対象となりません。）

農地転用（農地法第4・5条）

農地を農地以外のものに用途を変更（一時的なものを含む）する場合、県知事の許可が必要。

【用途変更の例】住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、道路など

【一時転用の例】現場事務所、資材置場、残土置場、農地造成など

無断転用の
解消のお願い

過去において、農地法の規定を知らずに未申請の状態（登記地目が田、畑）で用途変更されている場合は、事後申請となりますが、転用手続きを行ってください。

◎申請から許可までの流れ

	農地転用（4・5条）	耕作目的の売買等（3条）
申請締切	毎月5日締切で受付（※休日の場合は前開庁日）	
審議	毎月20日頃に開催する市農業委員会定例会で審議し、県知事に進達 一定面積以上は県農業会議へ諮問	毎月20日頃に開催する市農業委員会定例会で審議し、許可
許可書交付	県知事より市農業委員会事務局経由で申請者へ	市農業委員会事務局から申請者へ
処理期間	概ね2か月	概ね1か月
※申請地が農業振興地域内の農用地である場合は、農用地区域除外申請日から起算し、転用許可では4ヶ月程度かかります。なお、令和7年度においては農業振興地域整備計画の全体見直しを行うため、8月及び12月の申請受付を停止します。詳しくは、市ホームページにてご確認ください。		

💡農地の相続等の届出のお願い💡

農地法第3条の3の規定による届出

相続などによる農地の権利を取得した方は、農業委員会にその旨を届出することが必要です。

【申請等に必要なもの】

相続したことが確認できる書面（登記簿謄本など）

知って得する農業者年金

●農業者年金の加入資格は3つだけ、農地の権利名義は不要

①年間60日以上農業に従事 ②65歳未満 ③国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）、（ただし、60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）

●保険料の設定は自由、加入・脱退も自由

保険料は月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で、千円単位で自由に決められいつでも見直しが可能です。さらに加入・脱退とも任意のため、経営状況等に応じ柔軟な対応が可能になります。（ただし、脱退一時金はなく、積立てた保険料は将来年金として受給できます）

●「終身」で年金を受給でき、万が一の場合は死亡一時金も

農業者年金は「終身年金のため」、一生涯、年金を受け取ることが出来ます。また、万が一、80歳前に死亡した場合は、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金として、要件を満たす遺族の方が受け取れ、死亡一時金は非課税です。（加入期間等により、保険料払込額を下回る場合があります。）

農地の貸借料情報

令和5年11月から令和6年10月までに、農業経営基盤強化促進法等により実際に締結された賃貸借契約のデータを基に、賃借料水準（10a当たり）を集計しています。

なお、賃借料を設定する場合は、当事者間において十分協議のうえ、決定してください。

《賃借料情報》

(田の部)

公告された地区名	賃借料 (単位: 円/10a)			データ数(筆数)	使用貸借(筆)	
	平均額	最高額	最低額			
観音寺	観音寺	11,300	12,000	10,000	3	29
	高室	7,000	12,100	5,000	8	29
	常磐	4,200	9,500	2,400	31	45
	一ノ谷	4,100	5,000	3,000	29	92
	柞田	7,500	20,200	3,000	59	181
	木之郷	6,800	10,000	3,000	19	52
	豊田	3,700	6,500	3,000	15	94
	粟井	7,800	11,600	6,000	15	99
大野原	五郷				0	6
	菰原	11,800	21,000	2,500	13	18
	小山	7,100	12,700	2,400	55	24
	下組	7,400	13,000	4,100	53	20
	上之段	5,200	13,400	3,000	43	25
	花稲	7,000	12,000	2,000	72	25
	中姫	8,800	16,000	3,000	75	25
紀伊	6,100	13,000	2,000	48	16	
豊浜	姫浜				0	15
	和田浜	7,000	12,200	5,000	17	20
	和田	8,700	12,200	5,000	85	39
	箕浦	11,600	15,000	8,400	4	14
合計	7,100			644	868	

全設定のうち (43%) (57%)

(畑の部)

公告された地区名	賃借料 (単位: 円/10a)			データ数(筆数)	使用貸借(筆)
	平均額	最高額	最低額		
観音寺市内全地区	4,800	10,000	2,000	14	56

- 1 データ数は、集計に用いた筆数です。(賃借料の発生している利用権設定)
- 2 使用貸借とは、無償の利用権設定です。
- 3 地域の賃借料平均に比べ著しく高額又は低額な案件は参考データから除いています。
- 4 賃借料を物納支給(米)としている場合は、1俵(60kg)当たり19,020円に換算しています。
- 5 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

【問い合わせ】 観音寺市農業委員会事務局 TEL 23-3948

全国農業新聞を購読しましょう

お申し込みは農業委員会へ

- ・様々な問題にじっくり・鋭く！
- ・旬の情報で経営を支援
- ・暮らしに役立つ情報を提供
- ・地域の元気の秘訣を取り上げます
- ・農業の面白さや楽しさを子供たちに！
- ・皆さんの地域の身近な情報も掲載



週刊 金曜日発行

(原則4回)

月 700円

年 8,400円

○荒廃農地の防止を目指して

荒廃農地の防止に関しては、まずは地域の皆様同士での話し合いや協力が大切です。農業委員会では、所有者が不明な場合に通知を行いますが、対応は皆様のご判断にお任せしております。これからも地域の皆様と共に、美しい農業環境を守ってまいりたいと考えております。ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。